

## 健やか香川 2 1 県民会議設置規約

### (設置及び目的)

第1条 県民の健康づくりに関係する団体等による健やか香川 2 1 県民会議（以下「県民会議」という。）を設置し、県民の自主的な健康づくりを推進するため、健やか香川 2 1 ヘルスプラン（以下「ヘルスプラン」という。）の目標達成に向け、関係者の密接な連携の下、県民総ぐるみによる健康づくり運動の気運を醸成する。

### (活 動)

第2条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 家庭、地域、職域、学校において、県民の自主的な健康づくり運動を実践する気運の醸成
- (2) 健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進するため、健康関連機関、団体間の連絡調整
- (3) ヘルスプラン及び、その他健康づくりに関する情報の収集及び提供
- (4) ヘルスプランの普及啓発のため、各種行事の開催及び参加
- (5) その他健康づくりのために必要なこと。

### (会 員)

第3条 県民会議の会員は、この会議の趣旨に賛同する個人及び団体をもって組織する。

- 2 県民会議への加入又は脱退については、別に定める。

### (会 長)

第4条 県民会議に会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 県民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

### (小委員会)

第6条 県民会議は必要に応じて小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は、会議業務の能率化を図るため、特定事項の企画立案又は実施等に当たる。
- 3 小委員会の委員は本会議会員及び会員以外の専門家で組織する。

### (庶 務)

第7条 県民会議の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。

### (補 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は平成 1 7 年 3 月 3 日から施行する。
- 2 健やか香川 2 1 県民会議設置要綱（平成 1 4 年 9 月 2 4 日制定）は、廃止する。